

第10回農林業協力プロジェクト・リーダー会議

第7回農林業協力プロジェクト技術者連絡会議

新規及び改正達・通達集(抜粋)

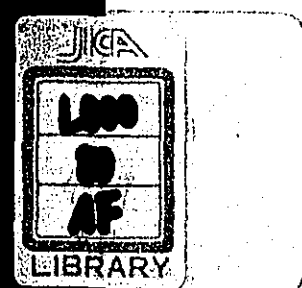
昭和56年2月

国際協力事業団

農林水産計画調査部

農業開発協力部

林業水産開発協力部



国際協力事業団	
受入 船舶 568459. 3	L000
登録No. 814621	12807
	AF

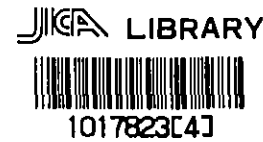
目 次

I プロジェクト業務関係

	頁
1. 国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程	1
2. 国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係通達 の一部改正について	5
3. 組織規程の一部改正に伴う部課等の名称変更に係る人事配置について	8
4. 農業開発協力部畜産開発課の所掌事務の取扱いについて	9
5. 会計細則において指定する会計役以外の者に会計役の職務を行わせる 場合の取扱いについて	10
7. 研究協力専門家現地業務費支給基準の一部を改正する達	25

II 専門家の処遇関係等

1. 専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達（55. 6. 10 付け）	26
2. 同 上 （55. 7. 30 付け）	27
3. へき地の公示について	31
4. 専門家の事業団借上げ住宅実施細則の一部改正について	33
5. 新東京国際空港の利用に伴う内国旅費の支給について	34
6. 同 上 （総務部長通達）	35
7. 専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達	36
8. 専門家の健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達	37
9. 高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給基準の一部 を改正する達	38
10. 高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給基準	39
11. 専門家の所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を改正 する達	43
12. 専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達	44
13. 専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達	45
14. 専門家災害救済金支給基準の一部を改正する達	46
15. 専門家損害救済金の支給について	50
16. 海外共済会の弔慰金の額等の改正について	52
17. 国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の一部を改正する規則	53
18. 国際協力事業団海外共済会による家財保管倉庫あっせんについて	54
19. 国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則の一部を改正する 規則	55
20. 国際協力のために海外に派遣する専門家の特別嘱託に関する要綱の一 部を改正する達	56



国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

昭和55年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

規程第2号

国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程

国際協力事業団組織規程(昭和50年規程第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「農林業計画調査部」を「農林水産計画調査部」に、「林業開発協力部」を「林業水産開発協力部」に改める。

第5条第2項中「経理部」を「人事部、経理部」に、「農林業計画調査部」を「農林水産計画調査部」に改める。

第14条第7号を次のように改める。

(7) 開発調査等各種の調査業務に係る業務実施契約及び役務提供契約に関すること。

第15条第5号、第17条第2号及び第18条第4号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

第19条(見出しを含む。)中「農林業計画調査部」を「農林水産計画調査部」に、「農林業開発」を「農林水産開発」に改め、同条第1号中「(水産業開発に係るものを含む。以下この条において同じ。)」を削り、「開発協力」の次に「(水産開発に関するものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条第3号中「(水産業開発に関する技術協力に係るものを含む。)」を「(水産開発に関する開発協力に係るものを除く。)」に改め、同条第4号中「(技術協力に係る水産業開発を含む。)」を「(開発協力に係る水産開発を除く。)」に改め、同条第5号中「林業開発協力部」を「林業水産開発協力部」に改める。

第20条第2号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

第21条(見出しを含む。)中「林業開発協力部」を「林業水産開発協力部」に改め、同条第1号中「林業開発」を「林業水産開発」に改め、「(水産業に関するものを含む。次号において同じ。)」を削り、「開発協力」の次に「(水産開発に関するものを除く。)」を加え、同条第2号中「林業開発」を「林業水産開発」に、「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

第23条第1号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

第28条中「5課」の次に「及び調査役」を加える。

第33条第2号中「諸制度」を「福利厚生」に改め、同条第3号中「福利厚生」を「諸制度」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(調査役)

第33条の2 調査役は、専門家等の身分、待遇及び福利厚生並びに人員の養成及び確保等に関する諸制度の調査、研究及び企画その他特命事項に関する事務を整理する。

第34条中「及び調査役」を削る。

第38条を次のように改める。

第38条 削除

第45条第6号中「業者」の次に「(開発調査等各種の調査業務に係るコンサルタント等を除く。)」を加える。

第52条第4号中「業務実施契約」を「開発調査等各種の調査業務に係る業務実施契約及び役務提供契約」に改め、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 前号に規定する契約に係るコンサルタント等の資格審査に関すること。

第57条中第7号を第10号とし、同条第6号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「(巡回指導を除く。)」を削り、同号を同条第8号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 技術研修員の受入れに関する基本計画の作成に関すること。

(3) 技術研修員に対するオリエンテーション及び日本語研修の

実施計画の作成に関すること。

第57条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 第三国研修に関すること。

第58条中第1号及び第2号を削り、同条第3号中「技術研修の」を「技術研修に関する実施計画の作成及び」に改め、同号を同条第1号とし、同条第4号を同条第2号とし、同条第5号及び第6号を削る。

第59条第1号中「技術研修の」を「技術研修に関する実施計画の作成及び」に改める。

第61条を次のように改める。

第61条 削除

第63条第2号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

第66条中「3課」を「4課」に、「開発調査課」を「開発調査
第一課
第二課」に改める。

第68条(見出しを含む。)中「開発調査課」を「開発調査第一課」に改め、同条第1号中「(技術協力センター及び貸付け等に係るものを除く。次号において同じ。)」の次に「のうち、道路、橋梁、港湾航路整備、空港、鉄道、都市交通、環境衛生、都市計画、観光、地形図作成及びこれらに関連する分野並びに開発調査第二課の所掌に属しない分野の調査」を加え、同条第2号中「社会開発に関する技術協力及び開発協力の」を「前号に掲げる分野に係る」に

改め、同条の次に次の1条を加える。

(開発調査第二課)

第68条の2 開発調査第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 社会開発に関する技術協力及び開発協力の調査(技術協力センター及び貸付け等に係るものを除く。次号において同じ。)のうち、河川、砂防、水資源、海運、造船、放送、電気通信、建築施設及びこれらに関連する分野の調査に係る実施計画の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げる分野に係る調査の実施に関すること。

第69条第2号及び第72条第4号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

第73条(見出しを含む。)中「農林業計画調査部」を「農林水産計画調査部」に、「農林業計画課」を「農林水産計画課」に、「農林業技術課」を「農林水産技術課」に改める。

第74条(見出しを含む。)中「農林業計画課」を「農林水産計画課」に、「農林業開発」を「農林水産開発」に改め、同条第1号中「(水産業開発に関するものを含む。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、「開発協力」の次に「(水産開発に関するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第4号中「農林業計画調査部」を「農林水産計画調査部」に改める。

第75条(見出しを含む。)中「農林業技術課」を「農林水産技

術課」に、「農林業開発」を「農林水産開発」に改め、同条第1号中「(技術協力に係る水産業開発を含む。)」を「(開発協力に係る水産開発を除く。)」に改め、同条第2号中「(水産業開発に関する技術協力に係るものを含む。)」を「(水産開発に関する開発協力に係るものを除く。)」に改める。

第76条中「農林業開発」を「農林水産開発」に改める。

第79条第4号及び第80条第2号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

第82条(見出しを含む。)中「林業開発協力部」を「林業水産開発協力部」に改める。

第83条第4号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改め、同条第7号中「林業開発協力部」を「林業水産開発協力部」に改める。

第91条第2号中「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

別表第1の名称欄中「仙台支部」を「東北支部」に、「東京支部」を「関東支部」に、「名古屋支部」を「中部支部」に、「大阪支部」を「関西支部」に、「広島支部」を「中国支部」に、「高松支部」を「四国支部」に、「福岡支部」を「北九州支部」に、「熊本支部」を「南九州支部」に改める。

別表第3中「|エル・サルヴァドル駐在員|エル・サルヴァドル|サン・サルヴァドル|エル・サルヴァドル|」を「|ホンデユラス駐在員|ホンデユラス|テグシガルパ|ホンデユラス|」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和55年4月5日から施行する。

(国際協力事業団運営審議会規程の一部改正)

2 国際協力事業団運営審議会規程(昭和50年規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「農林業開発」を「農林水産開発」に改める。

昭和55年4月7日
通達(総)第16号

各部・室・事務局長
各機関の長 殿

総 裁

国際協力事業団組織規程の一部を改正する
規程の施行に伴う関係通達の一部改正につ
いて

国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程(昭和55年規
程第2号)の制定により、昭和55年4月5日をもって機構の改
正が行われたことに伴い、既制定の通達のうち関連する通達の一
部を下記のように改正する。

記

(日伯農業開発協力計画推進会議)

第1 日伯農業開発協力計画推進会議の設置について(昭和52
年通達(総)第4号)第2中「農林業関係業務担当副総裁」を
「農林水産関係業務担当副総裁」に、「農林業計画調査部関係
業務担当理事」を「農林水産計画調査部関係業務担当理事」に、
「農林業計画調査部長」を「農林水産計画調査部長」に改め、
第6中「農林業計画調査部農林業計画課」を「農林水産計画調

査部農林水産計画課」に改める。

(報告書作成仕様及び区分表示要領)

第2 報告書作成仕様及び区分表示要領について(昭和53年通
達(総)第38号)別表第1中「社会開発協力部 開発調査課
| 開調 | S D F |」及び「開発調査業務室 | 開業 | S D S |」
を削り、「社会開発協力部 社会開発計画課 | 社計 | S D P |」
の次に「開発調査第一課 | 開一 | S D F |」及び「開発調
査第二課 | 開二 | S D S |」を加え、「農林業計画調査部 |
農計 | A F |」を「農林水産計画調査部 | 農計 | A F |」に、
「農林業計画課 | 農計画 | A F P |」を「農林水産計画課 |
農計画 | A F P |」に、「農林業技術課 | 農計技 | A F T |」
を「農林水産技術課 | 農計技 | A F T |」に改め、「林業
開発協力部 | 林開 | F D |」を「林業水産開発協力部 | 林開 |
F D |」に改める。

(国際協力事業団組織の英文名称)

第3 国際協力事業団組織の英文名称について(昭和53年通達
(総)第42号)別紙英文名称中「開発調査課 Development
Survey Division」を削り、「社会開発計画課 Planning Divi-
sion」の次に「開発調査第一課 First Development Survey
Division」及び「開発調査第二課 Second Development Survey
Division」を加え、「農林業計画調査部 Agricultural and

Forestry Planning and Survey Department」を「農林水産計画調査部 Agricultural Forestry and Fisheries Planning and Survey Department」に、「農林業計画課 Development Planning Division」を「農林水産計画課 Development Planning Division」に、「農林業技術課 Technical Affairs Division」を「農林水産技術課 Technical Affairs Division」に改め、「林業開発協力部 Forestry Development Cooperation Department」を「林業水産開発協力部 Forestry and Fisheries Development Cooperation Department」に改める。

(開発調査業務室の廃止)

第4 開発調査業務室の設置について(昭和51年通達(総)第14号)は、廃止する。

(水産業技術協力室)

第5 水産業技術協力室の設置について(昭和51年通達(総)第15号)の通達中「林業開発協力部」を「林業水産開発協力部」に改め、第2中「第82条」を「第85条」に、「経理部」を「無償協力・調達部」に改める。

(附属機関等における文書の取扱い)

第6 附属機関及び国内支部並びに中南米代表部、海外事務所及び海外駐在員における文書の取扱いについて(昭和53年通達(総)第52号)別表中「1 仙台支部 1 国協(仙支) 1 1 仙支 1 1」

を「1 東北支部 1 国協(東北支) 1 1 東北支 1 1」に、「1 東京支部 1 国協(東支) 1 1 東支 1 1」を「1 関東支部 1 国協(関東支) 1 1 関東支 1 1」に、「1 名古屋支部 1 国協(名支) 1 1 名支 1 1」を「1 中部支部 1 国協(中部支) 1 1 中部支 1 1」に、「1 大阪支部 1 国協(大支) 1 1 大支 1 1」を「1 関西支部 1 国協(関西支) 1 1 関西支 1 1」に、「1 広島支部 1 国協(広支) 1 1 広支 1 1」を「1 中国支部 1 国協(中国支) 1 1 中国支 1 1」に、「1 高松支部 1 国協(高支) 1 1 高支 1 1」を「1 四国支部 1 国協(四国支) 1 1 四国支 1 1」に、「1 福岡支部 1 国協(福支) 1 1 福支 1 1」を「1 北九州支部 1 国協(北九支) 1 1 北九支 1 1」に、「1 熊本支部 1 国協(熊支) 1 1 熊支 1 1」を「南九州支部 1 国協(南九支) 1 1 南九支 1 1」に、「エル・サルヴァドル駐在員 1 1 1 エ駐 1 1」を「ホンデュラス駐在員 1 1 1 ホ駐 1 1」に改める。

(他の通達の誤替え)

第7 第1から第6までに掲げる通達を除くほか、他の通達中「農林業計画調査部」とあるのは「農林水産計画調査部」と、「林業開発協力部」とあるのは「林業水産開発協力部」と、「農林業計画調査部長」とあるのは「農林水産計画調査部長」と、「林業開発協力部長」とあるのは「林業水産開発協力部長」と、「農林業計画調査部農林業計画課長」とあるのは「農林水

産計画調査部農林水産計画課長」と、「農林業計画調査部農林業技術課長」とあるのは「農林水産計画調査部農林水産技術課長」と読み替えるものとする。

別 表

昭和 5 5 年 4 月 4 日
通 達 (人) 第 2 2 号

各部・室・事務局長
各 機 関 の 長 殿

総 裁

組織規程の一部改正に伴う部課等の名称変更
に係る人事配置について

国際協力事業団組織規程の一部を改正する規程（昭和 5 5 年規程
第 2 号）施行の際、現に別表左欄に掲げる部・課・国内支部に勤務
する者で、同規程施行と同時に辞令を發せられない者は、同表のそ
れぞれの右欄に掲げる部・課・国内支部に従前と同一の職をもつて
勤務することを命ぜられたものとする。

(改 定 前)

(改 定 後)

農林業計画調査部	農林水産計画調査部
農林業計画調査部農林業計画課	農林水産計画調査部農林水産計画課
農林業計画調査部農林業技術課	農林水産計画調査部農林水産技術課
林業開発協力部	林業水産開発協力部
林業開発協力部林業開発課	林業水産開発協力部林業開発課
林業開発協力部林業投融资課	林業水産開発協力部林業投融资課
林業開発協力部水産業技術協力室	林業水産開発協力部水産業技術協力室
仙 台 支 部	東 北 支 部
東 京 支 部	関 東 支 部
名 古 屋 支 部	中 部 支 部
大 阪 支 部	関 西 支 部
広 島 支 部	中 国 支 部
高 松 支 部	四 国 支 部
福 岡 支 部	北 九 州 支 部
熊 本 支 部	南 九 州 支 部

昭和55年3月31日
通達(総)第14号

各部・室・事務局長
各機関の長 殿

総 裁

農業開発協力部畜産開発課の所掌事務の
取扱いについて

国際協力事業団組織規程(昭和50年規程第10号。以下「組織規程」という。)第79条及び第80条の規定にかかわらず、畜産開発課の所掌事務については、昭和55年4月5日から当分の間、下記により取扱うこととする。

記

畜産開発課においては、組織規程第79条に掲げる所掌事務のほか、次の事務をつかさどる。

1. 農業開発に関する技術協力プロジェクトのうち、養蚕、園芸及び流通加工に係る技術協力プロジェクトの実施計画の作成に関する事。
2. 前号に掲げる技術協力プロジェクトの設計及び実施(無償協力・調達部の所掌に属するものを除く。)に関する事。

昭和55年11月7日
通達(経)第45号

各部・室・事務局長
各機関の長 殿

総 裁

会計細則において指定する会計役以外の者に
会計役の職務を行わせる場合の取扱いに
ついて

国際協力事業団会計規程(昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。)第10条第4項ただし書の規定に基づき、国際協力事業団会計細則(昭和51年国協達第6号。以下「会計細則」という。)において指定する会計役以外の役職員に会計役の職務を行わせる場合の取扱いは、下記によるものとする。また、必要と認める場合には、役職員以外の者にも会計役の職務を行わせることができるものとし、その取扱いについても同様とする。

なお、昭和51年通達(経)第36号及び昭和52年通達(経)第46号は、廃止する。

記

第1 総裁は、海外における業務執行上必要と認め、役職員又は役職員以外の者に会計規程第11条第8項に定める会計役の職務を行わせる場合は、そのつど役職員については会計役(以下「臨時会計役」という。)に任命し、役職員以外の者については臨時会計役の職務を委嘱する。この場合において、必要と認めるときは、海外事務所の契約担当役又は会計役に任命又は委嘱を行わせることができるものとする。

第2 臨時会計役の職務の範囲は、本部の契約担当役又は海外事務所の契約担当役若しくは会計役から算定交付を受けた前渡資金の執行に関することとし、その期間は、臨時会計役に任命され、又はその職務を委嘱された日から、当該用務の終了にかかわらず、算定交付を受けた前渡資金の精算完了の日までとする。

第3 第1項に規定する臨時会計役の任命又はその職務の委嘱及びその承認手続は、次によるものとする。

- (1) 総裁は、本部における臨時会計役の任命又はその職務の委嘱に係る承認を本部契約担当役に行わせるものとする。
- (2) 海外事務所の契約担当役又は会計役は、業務執行上必要と認め臨時会計役の任命又はその職務の委嘱を行うときは、事前に総裁の承認を得るものとする。ただし、緊急かつ相当な理由があると認める場合には、総裁の承認を得ずに行うこと

ができる。この場合、事後速やかに理由を付し総裁に報告するものとする。

第4 役職員以外の者に臨時会計役の職務を委嘱するときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 第2項に規定する当該臨時会計役の職務の範囲及びその期間
- (2) 当該職務に関し、算定交付された前渡資金の執行にあつては、会計規程第5章から第7章まで及び第9章に規定する各会計機関の職務に関する条項並びに会計細則第7章に規定する会計役の経理に関する各条項が適用されること。

第5 現地業務費の一部を執行させるため、現地業務費支給基準（昭和52年国協達第25号）に規定する現地業務費管理者に臨時会計役の職務を委嘱する場合についても、第3項及び前項に規定する事務手続を適用することとする。

第6 海外事務所の契約担当役又は会計役が臨時会計役を任命し、又はその職務を委嘱する場合の書式については、別紙によるものとする。

別 紙

臨時会計役 任命書
委 嘱

年 月 日

殿

国際協力事業団会計規程（第10条第4項の規定に
第11条第8項に定める

に基づき、下記により会計役に）任命
会計役の職務を下記により）委嘱します。

記

予算科目 :

金 額 :

支出目的 :

期 間 : 昭和 年 月 日から精算完了の日まで

事務所

契約担当役又は会計役

㊤

別 紙

(趣 旨 説 明)

1. 臨時会計役の現状

専門家、調査団が現地で支出する経費は、これまでは本部契約担当役の予算執行としてとらえ、調査団等を会計役に任命しこれに本部契約担当役が前渡資金を算定交付し交付の時点で本部の「支出決定額」に計上、もし当該前渡資金に使用残が発生したときは、これを戻入して「支出決定額」を修正して来た。

この会計役（臨時会計役）の任命は、次の2通達によつてい

○臨時会計役の任命について

〔昭和51年2月15日通達(経)第36号〕
総裁から各部・室・事務局長、他各
機関の長あて

国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号）第10条第4項ただし書の規定に基づき、調査団等の会計事務にたずさわる者を、期間を定めて会計機関（以下「臨時会計役」という。）として任命することとする。

臨時会計役は、現地調査費及び調査用資機材にかかる職務を担当するものとする。

○役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合の取扱いについて

〔昭和52年10月26日通達(経)第46号〕
総裁から関係部・室・事務局長、関
係機関の長あて

国際協力事業団会計規程（昭和50年規程第11号。以下「会計規程」という。）第10条第4項ただし書に定める役職員以外の者に会計役の業務を委任する場合は、下記に定めるところによるものとする。

記

第1 総裁は、業務上必要と認める場合は、役職員以外の者に会計規程第11条第8項に定める会計役の業務の全部又は一部を委任することができるものとする。

第2 総裁は、第1に掲げる委任に係る事務を、各部・室・事務局長をして行わしめるものとする。

2 各部・室・事務局長は、前項の定めにより委任を行うときは、経理部を経由し、契約担当役の承認を受けなければならない。

第3 委任に当たっては、予め委任しようとする者の同意を得るとともに、業務の内容、範囲等を明示した委嘱状をもつて行うものとする。

(会計規程第10条第4項)

4 会計機関及び分任会計機関の任命及び所掌事務の範囲は、別に定める会計細則において職を指定することによつて行うものとする。ただし、会計細則において指定する会計機関以外の者に会計機関の職務を分担させる必要があるときは、総裁がそのつど任命する。

2 現在のJICAの会計機系統図は次のとおりである。

総括	国内		在外		備考	
	契約担当役	会計役	契約担当役	会計役		
総裁	研修センター等				現地業務費管理者は会計役と見做した。	
	協力隊	駒ヶ根訓練所		駐在員		
		国内支部		駐在員等		
	本部			海外事務所		
				現地業務費管理者(専門家)		
				臨時会計役(調査団)		
				部海外事務所		
			部海外支部			
			部海外支部	事業所等		
			支所(分任契約担当役)	事業所等		

3 状況の変化(改正の必要性)

最近、専門家・調査団等が現地で支出する経費を、本部契約担当役から関係在外契約担当役に総裁示達を行ない、当該専門家・調査団が現地で在外契約担当役から前渡資金の算定交付を受けるケースが増加してきている。また、現地で急拠専門家を

等を会計機関に任命し、これに前渡資金を算定交付しなければならぬケース(例:事務所からの遠隔地で応急対策を実施するようなケース)の増加も見込まれる。

在外契約担当役
在外会計役

→ ①臨時会計役(本部で任命したもの)
→ ②専門家等(会計役に任命されていない者)

現在の通達は、かかるケースを全く想定しておらず、①のケースは、ともかくとして、②のケースに対処できる通達に改める必要がある。

本通達は、上記①のケースのように既に臨時会計役に任命されている場合は、勿論、②のケースについては、在外契約担当役又は、会計役が、総裁の承認を得て、臨時会計役を任命することができるようにし、もつて予算の適正な執行に寄与することを目的とするものである。

会計役が、更に資金を前渡するという事は、会計経理の原則からいつて本来は、認められないところであるが、現状は、その必要性が大であり、今後も、海外事務所の活用をより一層図る観点にたてば、制度として、認知することが妥当であると思われる。

また、現地業務費の支給を受ける現地業務費管理者は、正式の会計機関ではないが、いわゆるプール分の執行にあたっては、まさに会計機関としての職務を担うこととなるので、本通達を準用することとしたい。

現地業務費執行基準

(趣 旨)

第 1 条 この基準は、国際協力事業団（以下「事業団」という）が、技術協力の円滑かつ有効適切な実施を図り、及び青年海外協力隊員の活動を促進・助長するため、専門家及び青年海外協力隊員に対して支給し、又は資金前渡する現地業務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 専門家 — 事業団が条約その他の国際約束に基づく技術協力のために開発途上地域等に派遣する者をいう。
- (2) 青年海外協力隊員 — 事業団が開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力するために派遣する青年をいう。
- (3) プロジェクト — 技術協力センター、東南アジア漁業開発センター、農林業協力プロジェクト、保健医療協力プロジェクト、人口家族計画協力プロジェクト及び産業開発プロジェクトをいう。
- (4) 現地業務費 — 専門家及び青年海外協力隊員の現地における

業務活動に必要な経費のうち、相手国政府等が負担し得ず、又は負担し得ても早急な支出が困難なものに充当する経費及び事業団との連絡に要する経費をいう。

- (5) 現地業務費管理者 — 専門家のうち総裁が、定額支給する現地業務費の適正な執行を行わせるためその職務を委嘱した者をいう。
- (6) 臨時会計役 — 現地業務費管理者及び青年海外協力隊員のうち、総裁又は海外事務所の契約担当役若しくは会計役が資金前渡する現地業務費の適正な執行を行わせるため会計役の職務を委嘱した者をいう。

(現地業務費の種類及びその用途)

第 3 条 現地業務費の種類は次のとおりとし、その用途は別表第 1 による。

- (1) 一般現地業務費
- (2) 個別専門家現地研究費
- (3) 保健医療協力現地研究費
- (4) 農林業協力現地研究費
- (5) 技術協力センター現地研究費
- (6) 産業開発協力現地研究費
- (7) 長期調査員調査費
- (8) 貧困国対策費

(9) 応急対策費

(10) 国際機関域内旅費

(11) 青年海外協力隊員現地業務費

(支給および資金前渡額)

第4条 前条第1号から第8号までに規定する現地業務費については、別に定める定額を現地業務費管理者（以下「管理者」という）に支給する。ただし、特別の事情がある場合は、定額を支給するほかに、管理者の申請に基づき予算の範囲内で、算定した所要額を資金前渡することができる。

2. 前条第9号に規定する現地業務費については、管理者の申請に基づき、予算の範囲内で算定した所要額を資金前渡する。

3. 前条第10号及び第11号に規定する現地業務費については、それぞれ専門家又は青年海外協力隊員の申請に基づき、予算の範囲内で認定した額又は現物を支給する。

(計算期間)

第5条 前条第1項に規定する現地業務費の定額の支給は、専門家が任国に到着した日の翌日から、業務を終了し任国を出発する日の前日までの期間（プロジェクト・チームにあっては、最初の専門家が任国に到着した日の翌日から、最後の専門家が任国を出発する日の前日までの期間。以下「支給期間」という）について暦月を単位として計算したところによる。ただし、暦月に満たな

い期間については、15日以上を1カ月分とし、15日未満を2分の1カ月分とする。

2. 現地業務費の支給を受けた管理者は、支給期間が短縮された場合は、既に支給を受けた額から前項の規定により計算して得られる額を差引いた額を返納しなければならない。ただし、短縮期間が7日以内のときは、この限りでない。

(申請)

第6条 第4条第1項ただし書き及び同条第2項に規定するところにより、現地業務費の資金前渡を受けようとする管理者は、現地業務費前渡資金交付申請書（様式第1号）を総裁又は海外事務所長の長に提出するものとする。

2. 国際機関域内旅費の支給を受けようとする管理者は、域内旅費申請書（様式第2号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて、総裁に提出するものとする。

3. 青年海外協力隊現地業務費の支給を受けようとする青年海外協力隊員は、隊員現地業務費使用計画書（様式第3号）に、認定に必要な経費概算見積書等を添えて、海外事務所の長又は海外駐在員若しくは臨時会計役に提出するものとする。

(銀行口座の開設)

第7条 管理者及び臨時会計役は、現地業務費の支給又は資金前渡を受ける確実な銀行口座を開設し、速やかに銀行名、口座名義

及び口座番号を事業団に報告するものとする。ただし、支給期間が6カ月以内の短期派遣専門家は、この限りでない。

(支給)

第8条 事業団は、管理者に対し、前条に基づき開設された銀行口座に第3条第1号から第8号までに規定する現地業務費の定額については定期的に送金し、同条第10号に規定する現地業務費については、申請に基づき認定の都度送金するものとする。

2. 事業団（臨時会計役を含む）は、青年海外協力隊員に対し第3条第11号に規定する現地業務費について申請に基づき認定の都度現物支給する。

(資金前渡)

第9条 事業団は、臨時会計役に対し、第4条第1項ただし書き及び同条第2項に規定する現地業務費について申請に基づきその都度算定した所要額を資金前渡する。

(定額・認定支給現地業務費の実施及び会計事務処理)

第10条 管理者は、支給された現地業務費を常に公金として銀行口座に預け管理するものとし、その執行にあたっては、契約の締結等必要な手続きにより適正に支出するとともに、次の各号の定めるところにより会計事務を処理するものとする。

(1) 帳簿 — 管理者は、現地業務費出納簿（以下「出納簿」という。様式第4号）を備え、所定の事項を整然かつ明瞭に記録す

るものとする。この場合、支出については、別表第1記載の費目別に整理するものとする。

(2) 受払報告 — 管理者は、現地業務費受払報告書（様式第5号）を作成し、支給期間が終了したときは、速やかに事業団に提出するものとする。また、支給期間が2以上の事業年度に渡る場合は、毎事業年度末現在の現地業務費受払報告書を作成し、事業団に提出するものとする。

(3) 証憑書類 — 管理者は、支出の都度証憑書類を徴収し、当該書類を四半期毎に編纂、保管し、支給期間の終了後速やかに海外事務所及び本部に提出するものとする。

(4) 会計事務の引継 — 管理者が交替したときは、次により後任の管理者に引継ぐものとする。

イ 引継日の設定 — 後任管理者が任国に到着した後速やかに締切期日を定め、その日を引継日とする。

ロ 管理区分 — 現地業務費の管理は、引継日の翌日から後任の管理者が行う。

ハ 引継目録の作成 — 前任の管理者は出納簿、証拠書類、その他の書類の引継目録（様式第6号）を2通作成し、後任の管理者とともに署名捺印のうえ、その1通を事業団に提出し、他の1通を後任の管理者が保管するものとする。

ニ 出納簿の引継 — 出納簿は、引継日をもって締切り、後任

の管理者とともに署名捺印のうえ引継ぐものとする。

ホ 現金の引継 — 現地業務費の引継については、前任の管理者は現金現在高調書（様式第7号）を作成し、後任の管理者とともに署名捺印のうえ、預金残高証明書を添え事業団に提出するものとする。

(5) 残金の返納 — 支給期間が終了し、第2号により現地業務費の残金が確定したときは、管理者は速やかに当該金額を事業団に返納しなければならない。

（資金前渡現地業務費の実施及び会計事務処理）

第11条 臨時会計役は、資金前渡された現地業務費の執行にあたっては、会計規程第5章から第7章まで及び第9章に規定する各会計機関の職務に関する条項並びに会計細則第7章に規定する会計役の経理に関する各条項に基づき適正に支出するとともに会計事務処理をしなければならない。

（特 例）

第12条 現地業務費の執行に関して、この基準によりがたい場合は、総裁の承認を受けてこの基準と異なる処理をすることができる。

附 則

1. この基準は、昭和56年4月1日から施行する。
2. 「現地業務費支給基準」（昭和52年国協達第25号）は廃止する。

<別表第1>

支出科目	使 途 費 用 分 類
1. 一般現地業務費	<p>専門家の現地における業務活動に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費とし、次の費目別に整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳・翻訳等の謝金</p> <p>(2) 資機材購入費 イ 調査、研究、研修、試験用資機材購入費 ロ 供与機材の部品購送費及び取付料 ハ 業務参考図書費</p> <p>(3) 消耗品費 イ 事務用品費 ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの） ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費 ニ 肥料、種苗、飼料等材料費</p> <p>(4) 交 通 費 現地内国交通費</p> <p>(5) 域 内 旅 費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料） ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料） （ただし、国際機関派遣専門家を除く。）</p> <p>(6) 通信運搬費 イ 通信、電話、郵便料 ロ 機材取付等荷物運搬料</p> <p>(7) 印刷製本費 教材、報告書等の印刷代、製本代</p>

支出科目	使 途 費 用 分 類
1. 一般現地業務費	<p>(8) 借 料 損 料 器具、機械、施設、設備、車馬等の借料、使用料、損料</p> <p>(9) 備 人 費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費</p> <p>(10) 会 議 費 業務計画、遂行、整理に関する会議費</p> <p>(11) 雑 役 務 費 イ 倉庫料等荷物保管料 ロ 機械、器具の据付、保守、修繕料 ハ 機材引取のための通関、エージェント手数料等各種手数料 ニ 簡易な雑工事費 ホ 現地カウンターパート等に対する慶弔金 ヘ その他、他の科目に整理することが不適当なもの</p>
2. 個別専門家現地研究費	教育及び調査研究等の協力を目的とした個別専門家の技術指導を効果的に実施するために必要な経費
3. 保健医療協力現地研究費	保健医療協力プロジェクトのうち、教育協力及び研究協力を効果的に実施するために必要な、野外活動を通じての検体の収集、疫学調査、収集検体資料等の運搬、実験動物の飼育・管理、収集検体及び実験動物等を活用しての実験解明、分析及び実験分析に基づく資料の作成、印刷等の経費
4. 農林業協力現地研究費	農林業研究協力プロジェクトの専門家が現地における熱帯農業等の研究に必要な経費

支出科目	使 途 費 用 分 類
5. 産業開発協力 現地研究費	産業開発協力プロジェクトの専門家が現地における研究に必要な経費
6. 技術協力センター 現地研究費	<p>技術協力センターの専門家が現地における研究に必要な経費</p> <p>上記2から6までの現地研究費に必要な経費については、次の費目別に整理する。</p> <p>(1) 調査費 現地における調査、標本採取及び標本の購入運搬等に要する調査旅費、備入費（補助員、運転手、タイピスト等）、車両備上費、標本購入費及び標本運搬費等</p> <p>(2) 調査実験分析費 調査資料と実験分析するために必要な資機材の購入及び修理並びに補助員等の雇用に要する経費</p> <p>(3) 実験動物飼育管理費 現地における実験又は研究に必要な実験動物飼育管理室設置及び飼育管理に要する経費（動物飼育室設置に要する材料購入費、人夫賃及び飼育箱、動物飼料購入費、飼育・清掃人夫賃等）</p> <p>(4) 試験圃場設置管理費 現地における試験研究に必要な試験圃場の設置、圃場管理（農器具の燃料及び維持、有機質肥料その他試験用資材に限る）、人夫雇備及び圃場損害賠償に要する経費</p> <p>(5) 資料印刷費 調査及び実験、分析結果に基づく資料及び教材等の印刷製本に要する経費</p>

支出科目	使 途 費 用 分 類
7. 長期調査員 調査費	長期調査員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費とし、一般現地業務費の費用分類に準じて費目別に整理する。
8. 貧困国対策費	<p>後発開発途上国（DACの分類による）のプロジェクトに派遣する専門家の業務に必要であって、相手国が、その財政上の理由により負担し得ないカウンターパートのための経費とし、次の費目別に整理する。</p> <p>(1) 調査研究謝金 調査・研究委託、通訳・翻訳等の謝金</p> <p>(2) 消耗品費 イ 事務用品 ロ 調査、研究、研修、試験等用消耗材料及び器材費（資機材購入費以外のもの） ハ 発電機、ポンプ、トラクター等業務用機械設備の燃料費 ニ 肥料、種苗、飼料等材料費</p> <p>(3) 交通費 現地内国交通費</p> <p>(4) 域内旅費 イ 現地内国旅費（運賃、日当、宿泊料） ロ 事業団の指示による隣接国への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料） （ただし、国際機関派遣専門家を除く。）</p> <p>(5) 印刷製本費 教材、報告書の印刷代、製本代</p> <p>(6) 備入費 タイピスト、運転手、補助人夫等の臨時備上費</p>

支出科目	使 途 費 用 分 類
8. 貧困国対策費	(7) 雑工事費 簡易な雑工事費
9. 応急対策費	現地における事業の運営に必要な施設及びその他の事業に附帯する施設の復旧等を図るための工事に要する次の経費を整理する。 (1) 破損の補修及び防止工事に要する経費 (2) 事業の進行阻害要因を除去するための臨時の工事（仮設水路工事等）に要する経費 (3) 機材の防護のために必要な工事に要する経費
10. 国際機関 域内旅費	国際機関に派遣する専門家の当該機関加盟国等への調査等のための旅費（運賃、日当、宿泊料）を整理する。
11. 青年海外協力隊 員現地業務費	青年海外協力隊員の現地における業務に必要な経費及び事業団との連絡に要する経費とし、次の費目別に整理する。 (1) 固定設備費 プロジェクト推進に当って必要な物品や施設の建設、設備の整備に必要な経費。機材、資材の購入費（輸送費、保険料、通関経費を含む）、機械の借料、据付料、労賃等。 (2) 運 営 費 日常協力活動に必要な経費。教材、事務用品、種苗、飼料等の消耗品の購入費や固定設備の修理費（部品代を含む）、材料費、人夫賃、燃料費、電気料、水道料等。

支出科目	使 途 費 用 分 類
11. 青年海外協力隊 員現地業務費	(3) 行 事 費 隊員の指導を受ける者の意欲を昂揚させるための行事（競技会、品評会等）に必要な経費。会場設営費、賞品代、謝金等。 (4) 調査、計画、折衝に必要な経費 旅費、交通費、通信費、資料購入費、印刷費等 (5) 研 修 費 隊員同志の勉強会、研究機関の視察等に必要な経費。資料購入費、旅費等。なお研修に係る旅費は実費支給を原則とし、任国の必要に応じ定める。 (6) そ の 他 本来の業務遂行に直接関係しないが、特技を生かして行う体育、日本語、生花、手芸等の指導、日本紹介、映画の催し。隊員機関誌費用。

様式第1号

現地業務費前渡資金交付申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団
総裁 殿

任 員
(プロジェクト名)
氏 名

下記により現地業務費前渡資金交付を申請しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 支出目的
- 2 申請理由(必要性)
- 3 支出費目
- 4 概算支出額 (円) 1\$ = (現地通貨)
内訳 (購入品目、単価、数量、出張日数等)
日当@ 宿泊料@

様式第2号

城内旅費支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団
総裁 殿

派遣機関
氏 名

下記により城内旅費支給を申請しますのでよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 支出目的
- 2 申請理由(必要性)
- 3 出張者
- 4 出張先
- 5 期 間
- 6 支出額及び内訳
支出額合計 円(換算レート 円/ 円)
内 訳

様式第5号

昭和 年度 現地業務費受払報告書 第 昭和 年 月 日 号

国際協力事業団 監 任 員 (又はプロジェクト名)

定 数 氏 名

上記について別紙のとおり報告します。

別紙

支払内訳

費目区分	受 入 額		支 払 額				残 額	考 考
	繰越額	当 期 入 計	第 一 四 半 期	第 二 四 半 期	第 三 四 半 期	第 四 半 期 計		
計								

(注) 本報告書は三三三法で表示し、換算シートを添付欄に記入する。

様式第6号

引 継 日 録

1 昭和 年度 現地業務費出納簿 冊

2 昭和 年度 証券引継 冊

上記のとおり引継を完了しました。

昭和 年 月 日

任 員 (又はプロジェクト名)
前任者氏名
後任者氏名

様式第7号

現金現在高引継

種 別	預 金	金 額 (外 貨)	備 考
現 行預金有価 計			

上記のとおり引継を完了しました。

昭和 年 月 日

任 員 (又はプロジェクト名)
前任者氏名
後任者氏名

研究協力専門家現地業務費支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年8月4日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第37号

研究協力専門家現地業務費支給基準の一部を改正する達

研究協力専門家現地業務費支給基準(昭和52年国協達第27号)
の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「研究協力専門家の」を「共同研究のための」に
改める。

附 則

この達は、昭和55年8月4日から施行し、昭和55年4月1日
から適用する。

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年6月10日

国際協力事業団
総裁 有田 圭輔

国協達 第24号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当支給基準（昭和52年国協達第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)一般専門家の表中「パプア・ニューギニア | 456,000 | 383,200 | 375,400 | 367,600 | 359,900 | 352,100 | 331,200 | 310,200 | 290,300 | 270,400 | 254,800 | 239,200」を
「パプア・ニューギニア | 456,000 | 383,200 | 375,400 | 367,600 | 359,900 | 352,100 | 331,200 | 310,200 | 332,800 | 328,900 | 325,000 | 306,500 | 288,000 |

290,300 | 270,400 | 254,800 | 239,200 |
268,000 | 248,100 | 233,700 | 219,200」に、

(2)医療専門家の表中「パプア・ニューギニア | 570,000 | 478,900 | 469,200 | 459,500 | 449,800 | 440,100 | 413,900 | 387,700 | 362,800 | 337,900 | 318,400 | 298,900 |

を

「パプア・ニューギニア | 570,000 | 478,900 | 469,200 | ソロモン諸島 | 450,000 | 425,600 | 420,800 | 459,500 | 449,800 | 440,100 | 413,900 | 387,700 | 415,900 | 411,100 | 406,200 | 383,100 | 359,900 | 362,800 | 337,900 | 318,400 | 298,900 | 335,000 | 310,100 | 292,100 | 274,000」に改める。

別表第2中「パプア・ニューギニア | 1,597 | 1,242 | 1,187 | 1,131 | 1,076 | 1,021 | 954 | 887 | 821 | 754 | 754 | 754」を

「パプア・ニューギニア | 1,597 | 1,242 | 1,187 | 1,131 | ソロモン諸島 | 580 | 452 | 431 | 411 | 1,076 | 1,021 | 954 | 887 | 821 | 754 | 754 | 754 | 391 | 371 | 347 | 323 | 299 | 275 | 275 | 275」に改める。

附 則

この達は制定の日から施行する。

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年7月30日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第36号

専門家の派遣手当等支給基準の一部を改正する達

専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)一般専門家の表中「1ザイール14320001
4138001408000140220013963001
3905001367400134440013227001
301000128380012666001」を「1ザイール1
5568001474200146190014496001
4373001425000139930013736001
3491001324500130580012872001」に、
「1ガーナ1448000142930014196001
4099001400200139050013674001
3444001322700130100012838001

2666001」を「1ガーナ155680014742001
4619001449600143730014250001
3993001373600134910013245001
30580012872001」に、「1モーリタニア1
4480001410800140280013948001
3868001378800135600013333001
3116001290000127320012564001」を
「1モーリタニア1512000143930014277001
4162001404600139310013691001
3451001322000129890012816001
2643001」に、「1ルワンダ146400014188001
4088001398800138880013788001
3560001333300131160012900001
27320012564001」を「1ルワンダ15120001
4393001427700141620014046001
3931001369100134510013220001
298900128160012643001」に、「1アルゼンテ
イン13200001292300128560012789001
2722001265600125080012360001
2179001199800118770011756001」を
「1アルゼンティン1505600142560014134001
4011001388800137650013520001

3 2 7, 4 0 0 | 3 0 2, 9 0 0 | 2 7 8, 3 0 0 | 2 6 1, 9 0 0 |
2 4 5, 6 0 0 |」に改める。

別表第1(2)医療専門家の表中「|ザール| 5 4 0, 0 0 0 |
5 1 7, 2 0 0 | 5 1 0, 0 0 0 | 5 0 2, 7 0 0 | 4 9 5, 4 0 0 |
4 8 8, 1 0 0 | 4 5 9, 3 0 0 | 4 3 0, 4 0 0 | 4 0 3, 3 0 0 |
3 7 6, 2 0 0 | 3 5 4, 7 0 0 | 3 3 3, 2 0 0 |」を「|ザール|
6 9 6, 0 0 0 | 5 9 2, 7 0 0 | 5 7 7, 3 0 0 | 5 6 2, 0 0 0 |
5 4 6, 6 0 0 | 5 3 1, 2 0 0 | 4 9 9, 1 0 0 | 4 6 7, 0 0 0 |
4 3 6, 3 0 0 | 4 0 5, 6 0 0 | 3 8 2, 3 0 0 | 3 5 8, 9 0 0 |」に、
「|ガーナ| 5 6 0, 0 0 0 | 5 3 6, 6 0 0 | 5 2 4, 5 0 0 |
5 1 2, 4 0 0 | 5 0 0, 3 0 0 | 4 8 8, 1 0 0 | 4 5 9, 3 0 0 |
4 3 0, 4 0 0 | 4 0 3, 3 0 0 | 3 7 6, 2 0 0 | 3 5 4, 7 0 0 |
3 3 3, 2 0 0 |」を「|ガーナ| 6 9 6, 0 0 0 | 5 9 2, 7 0 0 |
5 7 7, 3 0 0 | 5 6 2, 0 0 0 | 5 4 6, 6 0 0 | 5 3 1, 2 0 0 |
4 9 9, 1 0 0 | 4 6 7, 0 0 0 | 4 3 6, 3 0 0 | 4 0 5, 6 0 0 |
3 8 2, 3 0 0 | 3 5 8, 9 0 0 |」に、「|モーリタニア|
5 6 0, 0 0 0 | 5 1 3, 4 0 0 | 5 0 3, 4 0 0 | 4 9 3, 4 0 0 |
4 8 3, 4 0 0 | 4 7 3, 4 0 0 | 4 4 5, 0 0 0 | 4 1 6, 6 0 0 |
3 8 9, 5 0 0 | 3 6 2, 4 0 0 | 3 4 1, 5 0 0 | 3 2 0, 5 0 0 |」を
「|モーリタニア| 6 4 0, 0 0 0 | 5 4 9, 1 0 0 | 5 3 4, 6 0 0 |
5 2 0, 2 0 0 | 5 0 5, 8 0 0 | 4 9 1, 3 0 0 | 4 6 1, 4 0 0 |
4 3 1, 4 0 0 | 4 0 2, 5 0 0 | 3 7 3, 6 0 0 | 3 5 2, 0 0 0 |

3 3 0, 4 0 0 |」に、「|ルワンダ| 5 8 0, 0 0 0 | 5 2 3, 5 0 0 |
5 1 1, 0 0 0 | 4 9 8, 5 0 0 | 4 8 6, 0 0 0 | 4 7 3, 4 0 0 |
4 4 5, 0 0 0 | 4 1 6, 6 0 0 | 3 8 9, 5 0 0 | 3 6 2, 4 0 0 |
3 4 1, 5 0 0 | 3 2 0, 5 0 0 |」を「|ルワンダ| 6 4 0, 0 0 0 |
5 4 9, 1 0 0 | 5 3 4, 6 0 0 | 5 2 0, 2 0 0 | 5 0 5, 8 0 0 |
4 9 1, 3 0 0 | 4 6 1, 4 0 0 | 4 3 1, 4 0 0 | 4 0 2, 5 0 0 |
3 7 3, 6 0 0 | 3 5 2, 0 0 0 | 3 3 0, 4 0 0 |」に、「|アルゼンテ
イン| 4 0 0, 0 0 0 | 3 6 5, 3 0 0 | 3 5 7, 0 0 0 | 3 4 8, 6 0 0 |
3 4 0, 3 0 0 | 3 3 1, 9 0 0 | 3 1 3, 4 0 0 | 2 9 4, 9 0 0 |
2 7 2, 3 0 0 | 2 4 9, 7 0 0 | 2 3 4, 6 0 0 | 2 1 9, 5 0 0 |」を
「|アルゼンティン| 6 3 2, 0 0 0 | 5 3 2, 0 0 0 | 5 1 6, 7 0 0 |
5 0 1, 3 0 0 | 4 8 6, 0 0 0 | 4 7 0, 6 0 0 | 4 3 9, 9 0 0 |
4 0 9, 2 0 0 | 3 7 8, 6 0 0 | 3 4 7, 9 0 0 | 3 2 7, 4 0 0 |
3 0 6, 9 0 0 |」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

住居手当限度額

(単位 米圓ドル)

任 国	専門家の号		特		1		2		3		4		5		6	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
アフリカ	ソ	418	325	296	311	282	268	250	232	215	198	198	198	198	198	198
南アフリカ	カ	758	589	537	511	484	453	421	390	390	358	358	358	358	358	358
アルジェリア	ア	4,582	3,563	3,246	3,087	2,928	2,737	2,546	2,355	2,355	2,163	2,163	2,163	2,163	2,163	2,163
リビア	ア	2,601	2,023	1,842	1,752	1,662	1,554	1,445	1,337	1,337	1,228	1,228	1,228	1,228	1,228	1,228
モロッコ	コ	1,329	1,033	941	895	849	794	738	683	683	628	628	628	628	628	628
スペイン	シ	1,862	1,448	1,319	1,255	1,190	1,112	1,035	957	957	880	880	880	880	880	880
チュニジア	ア	1,160	902	822	781	741	693	644	596	596	548	548	548	548	548	548
エジプト	ト	1,750	1,361	1,240	1,179	1,118	1,045	972	900	900	827	827	827	827	827	827
カメルーン	ン	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
中央アフリカ	カ	889	692	630	599	568	531	494	457	457	420	420	420	420	420	420
チャド	ト	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
コンゴ	コ	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
ガボン	ン	2,045	1,591	1,448	1,377	1,306	1,221	1,137	1,051	1,051	965	965	965	965	965	965
ボツワナ	ナ	445	347	316	300	284	266	248	229	229	211	211	211	211	211	211
ブルンジ	イ	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
ザンビア	ル	1,737	1,351	1,230	1,170	1,110	1,037	965	893	893	821	821	821	821	821	821
赤道ギニア	ア	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
エトピア	ア	2,205	1,715	1,562	1,486	1,409	1,317	1,225	1,133	1,133	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042	1,042
ガナ	ア	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
ガーナ	ナ	1,564	1,216	1,108	1,054	1,000	934	869	804	804	739	739	739	739	739	739
ギニア	ア	1,724	1,341	1,222	1,162	1,102	1,030	958	886	886	814	814	814	814	814	814
象牙海岸	岸	2,785	2,185	2,036	1,970	1,900	1,820	1,740	1,660	1,660	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580	1,580
ケニア	ア	1,556	1,210	1,102	1,048	994	929	864	800	800	735	735	735	735	735	735
リベリア	ア	908	706	643	612	580	542	504	467	467	429	429	429	429	429	429
マダガスカル	ル	832	647	590	561	532	497	462	428	428	393	393	393	393	393	393
マリ	イ	568	442	402	383	363	339	316	292	292	268	268	268	268	268	268
マウリタニア	リ	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
モリタニア	ア	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
モリタニア	ス	540	420	383	364	345	323	300	278	278	256	256	256	256	256	256
ニジェール	ル	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
ナイジェリア	ア	2,143	1,667	1,518	1,444	1,369	1,280	1,191	1,102	1,102	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012	1,012
ルワンダ	ダ	1,130	881	799	762	723	675	627	576	576	536	536	536	536	536	536
セネガル	ル	794	618	562	535	507	474	441	408	408	375	375	375	375	375	375
シエラ・レオネ	ネ	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
ソマリア	ア	594	462	421	400	380	355	330	305	305	280	280	280	280	280	280
スワジランド	ド	418	325	296	282	268	250	232	215	215	198	198	198	198	198	198
トゴ	コ	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
ウガンダ	ダ	508	396	360	343	325	304	283	262	262	240	240	240	240	240	240
タンザニア	ア	476	370	337	321	304	284	264	245	245	225	225	225	225	225	225
上ウル	ダ	821	639	582	554	525	491	456	422	422	388	388	388	388	388	388
ザンビア	ア	981	763	695	661	627	586	545	504	504	464	464	464	464	464	464
中南米	ア	1,399	1,088	991	942	894	836	777	719	719	660	660	660	660	660	660
ボリビア	ア	915	712	648	616	584	546	508	470	470	432	432	432	432	432	432
ブラジル	ル	825	642	585	556	528	493	459	424	424	390	390	390	390	390	390
チリ	リ	1,017	791	720	685	650	608	565	523	523	480	480	480	480	480	480
コロンビア	ア	1,037	807	735	699	663	620	576	533	533	490	490	490	490	490	490
エクアドル	ル	692	538	490	466	442	413	384	356	356	327	327	327	327	327	327
メキシコ	コ	983	764	696	662	628	587	546	505	505	464	464	464	464	464	464
パラグワイ	イ	889	692	630	599	568	531	494	457	457	420	420	420	420	420	420
ペルー	ル	899	700	637	606	575	537	500	462	462	424	424	424	424	424	424
ウルグワイ	イ	667	519	472	449	426	398	371	343	343	316	316	316	316	316	316
ヴェネズエラ	ラ	2,654	2,064	1,880	1,788	1,696	1,585	1,475	1,364	1,364	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254	1,254
コスタ・リカ	カ	976	759	691	657	624	583	542	501	501	460	460	460	460	460	460
エル・サルヴァドル	ル	780	606	552	525	498	466	433	401	401	368	368	368	368	368	368
グアテマラ	ラ	796	620	564	537	509	476	443	410	410	376	376	376	376	376	376

任 国	専門家の号	特 号		1 号		2 号		3 号	4 号	5 号		6 号		
		1	2	1	2	1	2			1	2	1	2	
														1
中近東	ホンデ	686	533	509	486	462	438	410	381	353	324	324	324	
	ニカラ	1,379	1,072	1,025	977	929	881	824	766	708	651	651	651	
	バル	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	
	キ	2,506	1,949	1,862	1,775	1,688	1,601	1,497	1,392	1,288	1,184	1,184	1,184	
	ドミニカ共和国	817	636	607	579	550	522	488	454	420	386	386	386	
	ハイチ	713	555	530	505	480	456	426	396	367	337	337	337	
	ジャマ	713	555	530	505	480	456	426	396	367	337	337	337	
	トリニダード・トバゴ	1,747	1,359	1,298	1,238	1,177	1,116	1,044	971	898	825	825	825	
	ガイ	648	504	482	460	437	415	388	360	334	307	307	307	
	パナ	893	695	664	633	602	571	534	496	459	422	422	422	
	スリ	1,498	1,165	1,113	1,061	1,009	957	895	832	770	708	708	708	
	イスラエル	788	613	586	558	531	504	471	438	405	372	372	372	
	パレス	868	675	645	614	584	554	518	482	446	410	410	410	
	イ	4,459	3,468	3,313	3,159	3,004	2,849	2,663	2,478	2,292	2,106	2,106	2,106	
	イ	3,347	2,604	2,487	2,371	2,255	2,139	1,999	1,860	1,720	1,580	1,580	1,580	
	シ	3,241	3,241	3,097	2,952	2,808	2,663	2,489	2,316	2,142	1,968	1,968	1,968	
	ク	2,336	2,336	2,232	2,128	2,024	1,920	1,794	1,669	1,544	1,419	1,419	1,419	
	レ	1,973	1,534	1,466	1,397	1,329	1,261	1,178	1,096	1,014	932	932	932	
	オ	1,686	1,686	1,611	1,536	1,460	1,385	1,295	1,204	1,114	1,024	1,024	1,024	
	カ	4,492	4,492	4,292	4,092	3,891	3,691	3,450	3,209	2,968	2,728	2,728	2,728	
サウディ・アラビア	7,544	7,544	7,207	6,869	6,532	6,195	5,791	5,388	4,985	4,581	4,581	4,581		
南	2,504	1,948	1,861	1,774	1,687	1,600	1,496	1,392	1,287	1,183	1,183	1,183		
シ	2,344	1,824	1,742	1,661	1,579	1,498	1,400	1,303	1,205	1,108	1,108	1,108		
ト	1,515	1,178	1,126	1,073	1,021	968	905	842	779	716	716	716		
イ	2,023	2,023	1,933	1,842	1,752	1,662	1,554	1,445	1,337	1,228	1,228	1,228		
アラブ首長国連邦	5,314	5,314	5,077	4,841	4,604	4,367	4,081	3,796	3,511	3,226	3,226	3,226		
アフガニスタン	1,058	823	786	750	713	676	632	588	544	500	500	500		
アジア	ブ	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195	
	ビ	811	631	603	574	546	518	484	451	417	384	384	384	
	カンボ	634	493	471	449	427	405	379	352	326	300	300	300	
	スリ	1,248	971	928	884	841	798	746	694	642	590	590	590	
	バン	1,108	862	823	785	746	708	662	616	570	524	524	524	
	イ	684	532	509	485	461	437	409	380	352	324	324	324	
	インド	1,368	1,064	1,017	970	922	875	818	760	704	647	647	647	
	ネ	940	732	699	666	634	601	562	523	484	444	444	444	
	ラ	1,158	901	861	821	781	740	692	644	596	548	548	548	
	マ	1,090	848	810	772	734	697	651	606	560	515	515	515	
	モ	412	320	306	292	278	264	246	229	212	195	195	195	
	ネ	522	406	388	370	351	333	312	290	268	247	247	247	
	パ	719	560	535	510	485	460	430	400	370	340	340	340	
	フィ	1,336	1,040	993	947	900	854	798	743	687	632	632	632	
	シン	1,371	1,067	1,019	971	924	876	819	762	705	648	648	648	
	タ	706	549	525	500	476	452	422	392	363	334	334	334	
	ヴェ	636	494	472	450	428	406	380	353	327	300	300	300	
	ヨーロッパ	オ	1,421	1,105	1,056	1,007	958	908	849	790	730	671	671	671
		ス	1,457	1,134	1,083	1,033	982	931	871	810	749	689	689	689
		マ	487	379	362	345	328	312	291	271	250	230	230	230
ユー		1,075	836	798	761	724	687	642	597	552	508	508	508	
イ		932	725	692	660	628	596	557	518	480	440	440	440	
オ		715	556	531	506	481	457	427	397	368	338	338	338	
フ		900	700	669	638	607	575	538	500	463	425	425	425	
キ		580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	
ナ		580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	
パプア・ニューギニア		1,791	1,393	1,331	1,269	1,207	1,145	1,070	995	921	846	846	846	
大洋州	ソ	900	700	669	638	607	575	538	500	463	425	425	425	
	ト	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	
	モ	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	
	西	580	452	431	411	391	371	347	323	299	275	275	275	

昭和55年6月26日
通達(総)第33号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、
昭和55年4月1日から適用する。

記

国名	へき地	区分
タイ	カンチャナブリ県タモアン	2級地

昭和55年8月5日
通達(総)第36号

関係各部長殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示する。

記

国名	へき地	区分
ザイール	バ・ザイール州マタデー	1級地

昭和55年9月1日
通達(総)第38号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、
タラワ島ベシオについては昭和55年4月1日から、カンチャナ
ブリ県サイヨークについては昭和55年7月1日から適用する。

記

国名	へき地	区分
キリバス	タラワ島ベシオ	1級地
タイ	カンチャナブリ県サイヨーク	2級地

昭和55年12月23日
通達(総)第55号

関係各部長 殿

総 裁

へき地の公示について

専門家の派遣手当等支給細則(昭和52年通達(総)第48号)
第19条第2項の規定に基づき、へき地を下記のとおり公示し、北
部州ムズズについては昭和55年4月1日から、西スマトラ州サワ
ルントについては昭和55年9月14日から、中央地区ツラギ島につ
いては昭和55年10月1日から、ウドンタニ県ペンについては昭
和55年10月16日から適用する。

記

国名	へき地	区分
マラウイ	北部州ムズズ	1級地
インドネシア	西スマトラ州サワルント	2級地
ソロモン諸島	中央地区ツラギ島	1級地
タイ	ウドンタニ県ペン	2級地

昭和55年3月10日
通達(総)第7号

関係各部長 殿

総 裁

専門家の事業団借上げ住宅実施細則の
一部改正について

専門家の事業団借上げ住宅実施細則(昭和53年通達(総)第
11号)の一部を次のように改正する。

別表中「モーリタニア」ヌアディブ区域」の次に「スーダン」
全域」を加える。

附 則

この通達は制定の日から施行し、昭和54年12月24日か
ら適用する。

昭和53年5月19日
通達(総)第32号

関係各部長殿

総 裁

新東京国際空港の利用に伴う内国旅費の支給について

新東京国際空港(以下「成田空港」という。)の開港に伴い、成田空港を利用する専門家の内国旅費の支給については、下記によることとする。

記

- 第1 成田空港を利用する専門家(成田市に居住する者を除く。)が東京から成田空港まで又は成田空港から東京まで旅行するときは、リムジンバスの運賃を支給することができる。
- 第2 専門家が成田以外の地(成田空港から順路直行により旅行した場合に内国宿泊料の支給の対象とならない地。以下本項において同じ。)から成田空港まで又は成田空港から成田以外の地に旅行する場合において、当該旅行が早朝又は深夜にわたるため、通

常の交通手段(タクシーを除く。)を利用できず宿泊したときは当該専門家に対し1泊1日分を限度として、専門家の派遣手当等支給基準に基づき内国日当及び内国宿泊料を支給する。

昭和55年4月10日
通達(総)第23号

関係各部長 殿

総務部長

新東京国際空港の利用に伴う内国旅費の支給について

新東京国際空港(以下「成田空港」という。)を利用する専門家の内国旅費支給については、今後下記によることとし、昭和55年4月1日から適用する。なお、「新東京国際空港の利用に伴う内国旅費の支給について」(昭和53年通達(総)第32号)は廃止する。

記

第1 成田空港を利用する専門家(成田市に居住する者及び派遣期間が3箇月未満の者を除く。)が成田空港と接続するリムジンバスにより旅行するときは、リムジンバスの運賃を支給することができる。

第2 専門家が成田以外の地(成田空港から順路直行により旅行した場合に内国宿泊料の支給の対象とならない地。以下本項において同じ。)から成田空港まで又は成田空港から成田以外の地に旅行する場合において、当該旅行が早朝又は深夜にわたるため、通常の交通手段(タクシーを除く。)を利用できず宿泊したときは、当該専門家に対し、泊/日分を限度として、専門家の派遣手当等支給基準に基づき内国日当及び内国宿泊料を支給する。

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年1月21日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

国協達 第3号

専門家等の一時帰国に関する基準の一部を改正する達

専門家等の一時帰国に関する基準(昭和51年国協達第20号)
の一部を次のように改正する。

別表中「サウデイ・アラビア」の次に「ジョルダン」を加える。

不帰国地

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

国協達第18号

専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達

専門家等の健康管理のための旅費支給基準の一部を次のように改正する。

第1条中「(専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)に定める専門家及び扶養親族をいう。以下「専門家等」という。)」を「(専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第21号)に定める専門家及び家族手当に係る扶養親族をいう。以下「専門家等」という。)」に改める。

第2条第1項中「基準期間」を「当該専門家の派遣期間を本邦出発の日から起算して1年ごとに区分した場合における奇数順位の区分期間(1年に満たない区分期間を除く。)」に改める。

第2条第2項を削る。

第3条第1号中「基準期間」を「区分期間」に改め、同条第2号中「赴任のため本邦を出発した日から起算して1年」を「仕任に到着した日から9箇月(派遣期間が1年6箇月未満の者にあつては6箇月)」に改め、同条第3号中「6箇月」を「6箇月(派遣期間が1年3月未満の者にあつては3箇月)」に改める。

第7条中「目的に合致し、かつ」を「目的に合致すると認められる場合であつて」に改め、「場合」を「とき」に改める。

附 則

1. この達は制定の日から施行する。
2. 第2条及び第3条の規定にかかわらず、この達の施行の日において現に派遣中の専門家に対する健康管理費の支給については、なお従前の例による。
3. 専門家等の一時帰国に関する基準(昭和51年国協達第20号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第2項」を削り、「基準期間内」を「区分期間内」に改める。

高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年7月23日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第34号

高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給基準の一部を改正する達

高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給基準(昭和55年国協達第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「直行往復航空賃(最上級の直近下位級の運賃)に相当する額」を「直行往復航空賃(最上級の直近下位級の運賃)に相当する額(航空路がない場合には最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した実費額)」に、「航空賃、鉄道賃及び車賃の額」を「航空賃、鉄道賃、船賃、車賃等交通費の額」に改める。

別表中「|エチオピア|アデイス・アベバ|アスマラ|指定都市に準じる地域|」を

「|フータン | パ ロ | フンツオリン | 指定都市に
|エチオピア | アデイス・アベバ | アスマラ | ”
準じる地域 |」に改める。

附 則

1. この達は制定の日から施行し、この達による改正後の第5条の規定は、昭和55年4月1日から適用する。
2. この達により指定した高地に在勤する専門家が、昭和55年4月1日以降制定の日の前日までの間に実施した旅行で、高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給基準(以下「基準」という。)の目的に合致するものについては、この達による改正後の基準の規定に基づく保養のための旅行とみなす。

高地に在勤する専門家等の高地健康管理のための旅費支給基準を次のとおり定める。

昭和55年4月 / 日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第 / 7 号

高地に在勤する専門家等の高地健康管理
のための旅費支給基準

(目 的)

第1条 この基準は、高地に在勤する専門家及びその扶養親族(専門家の派遣手当等支給基準(昭和52年国協達第2/号)に定める専門家及び家族手当に係る扶養親族をいう。以下「専門家等」という。)が保養のために行う旅行に要する費用(以下「高地健康管理費」という。)の支給について定めることを目的とする。

(支 給)

第2条 国際協力事業団(以下「事業団」という。)は、長期派遣専門家のうち、長期にわたる継続的な勤務が健康管理上適当でないと認められる高地(以下「高地」という。)に派遣している専

門家に対し、当該専門家の派遣期間を本邦出発の日から起算して4箇月ごとに区分した場合における各区分期間(4箇月に満たない期間並びに専門家が休暇一時帰国及び健康管理旅行を実施する当該区分期間を除く。)に1回、高地健康管理費を支給するものとする。

(支給の制限)

第3条 事業団は、前条の規定にかかわらず、専門家が次の各号の一に該当する場合は、高地健康管理費を支給しないことができる。

- (1) 専門家が任国に到着した日から3箇月を経過していない場合
- (2) 専門家が帰国のため任国を出発する日まで3箇月を残していない場合

(高地等の指定)

第4条 高地及び高地に在勤する専門家等が保養のために旅行する地域(以下「保養地域」という。)並びに高地健康管理費の算出の基準とする都市(以下「指定都市」という。)は別表に定めるとおりとする。

(高地健康管理費)

第5条 高地健康管理費は、次の各号に定める額の合計額とする。

- (1) 専門家等の在勤する高地から指定都市までの直行往復航空賃(最上級の直近下位級の運賃)に相当する額、又は専門家等が当該旅行のため実際に支払う航空賃、鉄道賃及び車賃の種のいずれか低い方の額

(2) 30米ドル（扶養親族を随伴する場合は、1名につき10米ドルを加算した額）に旅行期間に相当する日数を乗じた額。ただし、旅行期間は、4日間を限度とする。

（申請書の提出）

第6条 高地健康管理費の支給を受けようとする専門家は、原則として当該旅行の1箇月前までに申請書（様式第1号）に旅行計画書を付して総裁に提出し、許可を受けるものとする。

2 専門家は、前項の申請書を提出するときは、事前に任国における配属機関の承認を取り付けなければならない。

3 専門家等は、特別の事由がある場合には、保養地域以外の地へ旅行することができる。この場合には、第1項の申請書に保養地域以外の地への旅行を必要とする事由を記した理由書を添付しなければならない。

（支給許可）

第7条 総裁は、専門家の申請した旅行が目的に合致すると認められる場合であつて、専門家の任務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがないと認められるときには、その申請を許可し、高地健康管理費を支給するものとする。

（精算）

第8条 専門家は、旅行を終了したときは、速やかに報告書（様式第2号）を総裁に提出し、高地健康管理費の精算を受けなければ

ならない。

附 則

1 この達は、制定の日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず、この達の施行の日（以下「施行日」という。）において現に派遣中の長期専門家であつて、この達の施行日から起算して3箇月以上4箇月未満の期間に派遣期間が終了する専門家については、その期間に1回高地健康管理費を支給することができる。

別 表

国 名	高 地	指定都市	保 養 地 域
エチオピア	アデイス・アベバ	ア ス マ ラ	指定都市に準じる地域
ボリヴィア	ラ ・ バ ス	サンタ・クルス	〃
コロンビア	ボ コ タ	サンタ・マルタ	〃
エクアドル	キ ー ト	グアヤキル	〃
メキシコ	メ キ シ コ	アカプルコ	〃
ペル ー	ワンカイヨ	リ マ	〃

備考： 高地は上記に定める都市のほか、高地に準じる地（標高2000メートル以上の地）を含むものとする。

様式第/号

高地健康管理費支給申請書

昭和 年 月 日

国際協力事業団
総裁 殿

任 国 高地名
派遣期間 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日
専門家氏名 ㊦

高地健康管理費の支給を受けたく、下記のとおり申請いたします。

記

1. 申請金額 ドル

費 目	内 訳	事業団で記入
航空賃等(本人分) (扶養親族分)		
滞在費(単価×旅行日数)		

(通貨換算率：/米ドルー 現地通貨)

2. 扶養親族

氏 名	続柄	生 年 月 日	任国到着年月日	居 住 地

3. 日程詳細

	出発 月日	出発地	到着 月日	到着地	乗 機 名 (交通手段)	宿 泊 地 (連絡先)
往 路						
保養地域						
帰 路						

4. 最近における休暇一時帰国、健康管理旅行、任国外旅行(1週間未満のものを除く。)の実施状況

5. 保養地域以外の地へ旅行する場合には、その理由

6. 任国が旅行を承認したことを証する書面(承認期間の明記してあるもの)別添

高地健康管理費支出報告書

昭和 年 月 日

国際協力事業団
総裁 殿

任 国 高地名
派遣期間 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日
専門家氏名 (印)

高地健康管理費の支出を下記のとおり報告いたします。

記

1. 支出済金額 ドル

費 目	内 訳	事業団で記入
航空賃等(本人分) (扶養親族分)		
滞在費(単価×旅行日数)		

(通貨換算率：/米ドル＝ 現地通貨)

2. 扶養親族

氏 名	続柄	生 年 月 日	任国到着年月日	居 住 地

3. 日程詳細

	出発月日	出発日	到着月日	到着地	乗 機 名 (交通手段)	宿 泊 地
往 路						
保養地域						
帰 路						

4. 証拠書類 (航空券の控え、高速道路料金領収書、ガソリン代領収書等)

別 添

専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年10月1日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第41号

専門家所属先に対する人件費の補てん等
に関する要綱の一部を改正する達

専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱（昭和50年国協達第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号から第4号までを次のように改める。

- (2) 一般職の職員の給与に関する法律に定める期末手当に該当する種類の給与として、前号の額から住居手当に該当する種類の給与の額を控除した額に120分の38を乗じて得た額
- (3) 当該専門家に係る前月分社会保険料事業主負担相当分として、前2号の金額の合計額に100分の10を乗じて得た額
- (4) 当該専門家に係る前月分退職給与引当金相当分として、第1号及び第2号の金額の合計額に100分の8.5を乗じて得た額

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

国協達第12号

専門家の災害補償に関する基準の一部を改正する達

専門家の災害補償に関する基準（昭和52年国協達第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

（単位 円）

専門家の号	補償基準日額
特号	13,400
1号	9,900
2号	8,000
3号	6,900
4号	5,800
5号	4,900
6号	4,000

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田圭輔

国協達第15号

専門家の帰国後の生活保障に関する基準の一部を改正する達

専門家の帰国後の生活保障に関する基準（昭和52年国協達第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (単位：円)

専門家の号	支給日額
特号	6,100
1号	6,100
2号	4,900
3号	4,200
4号	3,600
5号	3,000
6号	2,500

附 則

この達は、制定の日から施行する。

専門家災害救済金支給基準の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年9月11日

国際協力事業団
総裁 有田 圭輔

国協達 第39号

専門家災害救済金支給基準の一部を改正する達

専門家災害救済金支給基準（昭和52年国協達第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

専門家損害救済金支給基準

本則中「災害救済金」を「損害救済金」に改める。

第1条中「家財が」を「家財について」に、「適切な保全措置を講ずる暇なきまま滅失又は破損した場合は」を「損害を受けた場合は」に改める。 」

第2条中「災害救済金支給認定申請書」を「損害救済金支給認定

申請書」に改める。

第3条中第1項中「審査し、」の次に「別に定める方法により」を加える。

別紙様式を次のように改める。

別紙様式

証 明 欄

昭和 年 月 日 (職名、氏名)

(事業団海外事務所、在外公館)

損害救済金支給認定申請書

申請年月日 昭和 年 月 日提出

国際協力事業団総裁 殿

任 国		プロジェクト名 指 導 科 目	
氏 名			Ⓔ
派遣期間	昭和 年 月 日	～昭和 年 月 日	
専門家の号		扶養親族数	人

専門家損害救済金支給基準第2条の規定に基づき、下記のとおり
損害救済金の支給認定を申請いたします。

記

1. 非常災害の状況

2. 被害家財の実損害算定資料

別紙のとおり、

添付書類 被害家財の所有証明資料

申請書の一部としてい。

損害救済金支給認定申請書
記取上の注意

- 1 本申請書は、損害救済金支給額の審査、査定のための参考資料とするので正確、詳細に記入し、事業団海外事務所（海外事務所がない国にあつては在外公館）の証明を付して、提出して下さい。
- 2 専門家の家財が、滅失（遺棄、残置等を含む。）、破損等により損害を受けた事情について、できるかぎり具体的に記入して下さい。
- 3 被害家財の実損害算定資料は、下記により別紙様式に記入して下さい。
 - (イ) 申請物品は、取得価格が10,000円以上のもので次の分類により記入のこと。

分類番号	分類	物品内容
1	車 輛 類	乗用自動車、ジープ、オートバイ、自転車の類
2	家庭用電気製品類	冷蔵庫、洗濯機、掃除機、扇風機、エアコンディショナー、照明器具、ガスレンジの類
3	家 具 類	応接用セット、テーブル、机、本棚、鏡台、帽子掛、食器戸棚、厨房器具、装飾品の類
4	音響、光学機器類	テレビ、ラジオ、ステレオ、テープレコーダー、スライドプロジェクター、カメラ、撮影機、ピアノ、オルガン、置時計の類
5	事務用機器類	タイプライター、計算機、その他事務用機器の類
6	衣類及び身廻品類	衣類、履物、腕時計の類
7	貴金属、現金及び有価証券	

分類番号	分類	物品内容
8	書 籍 類	専門図書等で長期に亘り使用価値を有するもの（専門図書は1冊/0,000円未満のものも記入すること。）
9	スポーツ、娯楽用品類	ゴルフ用品等の類
10	そ の 他	上記以外のもの（食料、燃料、薬品等の消耗品を除く。）

- (ロ) 任国等において、ドル又は現地通貨で取得した物品の「取得価格」欄の記載は、ドル又は現地通貨の金額と取得時の通貨交換率を明記し、円換算額を記入のこと。
 - (ハ) 「取得時の証拠書類」欄の記載は、別添証拠書類に付記した番号を記入のこと。
 - (ニ) 戦争、内乱等に係る事実団総裁の指示に基づき避難の緊急処分した物品については、その売却価格及び売却時の通貨交換率による円換算額を「備考」欄に記入のこと。
 - (ホ) 被害家財に損害保険が付されている場合又は任国政府等に求償しうる場合は、その詳細について「備考」欄に記入のこと。
- 4 被害家財の所有証明資料は、被害直前に所有していたことを示す何らかの資料を添付して下さい。特に現金、有価証券、貴金属等通常被害事実及び損害額の客観的立証の困難な財産については、明白な証拠のない限り、原則として実損害額査定の対象としないものとします。

昭和55年9月11日
通達(総)第39号

関係各部長 殿

総 裁

専門家損害救済金の支給について

専門家損害救済金支給基準(昭和52年国協達第23号)第3条第1項の規定に基づく実損害額の査定及び支給額の決定は下記によることとする。

記

第1 査定対象家財

実損害額査定の対象とする家財(以下「査定対象家財」という。)は、専門家が任国に携行し、又は任国において取得した生活上必要な物品並びに現金、預金及び有価証券であつて、戦争、内乱、天災その他の非常災害により滅失若しくは破損し、又は緊急避難の際、遺棄、残置若しくは売却したものとする。

ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 1件の取得価格(その価格が円以外の通貨で表示されている場合は、取得時の通貨交換率で円換算するものとする。以下同じ。)が10,000円未満の物品(専門図書を除く。)
- (2) 食料、燃料、薬品等の消耗品
- (3) 取得価格及び取得時期を証明する証拠書類のない物品(当該書類がないことについてやむをえぬ事情がある場合を除く。)
- (4) 現金、預金、有価証券及び貴金属であつて被害事実及び損害額について明白な証拠のないもの

第2 実損害額の査定

- 1 滅失し、又は専門家が遺棄若しくは残置した査定対象家財についての実損害額の計算方法は、次のとおりとする。
 - (1) 下記(2)に掲げるもの以外の物品については、当該物品の取得価格から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定に準じて定める耐用年数に応じて定額法により計算した償却額に相当する額を控除した額を実損害額とする。
 - (2) 専門図書、貴金属その他減価償却の対象とすることが不適当と認められる物品及び有価証券については、その取得価格を限度として事業団が認定する額を実損害額とする。
 - (3) 現金及び預金については、当該現金及び預金の金額を実損害

額とする。この場合において円換算は原則として被害時の通貨交換率によるものとするが、戦争、内乱等により現地通貨の価値に大幅な変動があつたと認められるときは当該変動前の通貨交換率によることができるものとする。

2. 専門家が、売却した査定対象家財についての実損害額は、当該家財を滅失したものとみなして、上記1の例により計算した実損害額から当該家財の売却価格（円換算は売却時の通貨交換率による。）を控除した額とする。
3. 破損した査定対象家財についての実損害額は、当該家財を滅失したものとみなして上記1の例により計算した実損害額に相当する額を基礎として、破損の程度に応じて計算した額とする。

第3 支給額の決定

損害救済金の支給額は、専門家1人につき、1,000,000円（扶養親族を随伴している専門家については、当該額に100分の40を乗じた額を加えた額）を限度として、上記第2により査定した実損害額の合計額に相当する額とする。

総 共 第 5 - 1 号

昭和 5 5 年 5 月 9 日

各関係部・室・事務局長
中 南 米 代 表 殿
各 海 外 事 務 所 の 長
関 係 海 外 駐 在 員

総 務 部 長

海外共済会の弔慰金の額等の改正について

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の一部が5月1日以降別添のとおり改正されたので、通知する。改正の要点は下記のとおりである。

記

1. 専門家等が死亡したときに給付する弔慰金の2,000万円から2,900万円に引き上げる。(遺族特別給付金100万円を含めると3,000万円となる。)
2. 専門家等又はその扶養親族が一定の廃疾状態になつたときに給付する廃疾見舞金の額を2,000万円から2,900万円に引き上

げる。

3. 専門家等又はその扶養親族が病気又は負傷(業務外)したときに給付する療養費の給付額の率を80%から100%(療養に要した費用の実費額)に引き上げる。
4. コンサルタント役務提供契約等に基づき派遣される者に係る所属先の掛金の額を一人当たり2,000円及至14,000円増額する。

添 付 : 国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の一部を改正する規則(海共規則第12号)

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の一部を改正する規則
を次のとおり定める。

昭和55年4月21日

国際協力事業団海外共済会
会長 柳 健 一

海共規則第12号

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則の
一部を改正する規則

国際協力事業団海外共済会の業務運営規則(昭和50年海共規則
第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 専門家等が自己、その配偶者又はその子のために第4条第2
項の費用を支出したときは、その費用の実費額

第8条第2項第1号中「2,000万円」を「2,900万円」に改
める。

第11条第2項第1号中「2,000万円」を「2,900万円」に
改める。

別表第3を次のように改める。

派遣期間		掛金額
30日以内		10,000
31日以上	45日以内	13,000
46日 "	60日 "	18,000
61日 "	75日 "	22,000
76日 "	90日 "	25,000
91日 "	120日 "	33,000
121日 "	150日 "	40,000
151日 "	180日 "	47,000
181日 "	210日 "	54,000
211日 "	240日 "	62,000
241日 "	270日 "	69,000
271日 "	300日 "	76,000
301日 "	330日 "	83,000
331日 "	360日 "	91,000

附 則

- 1 この規則は、昭和55年5月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までに給付事由が生じた給付につい
ては、なお、従前の例による。

総 共 第 / 2 - / 号
昭和 5 5 年 / 2 月 5 日

関係部・室・事務局長
中 南 米 代 表
海 外 事 務 所 の 長
関 係 海 外 駐 在 員
殿

総 務 部 長

国際協力事業団海外共済会による家財保管
倉庫のあつせんについて

国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則（昭和 5 4
年海共規則第 9 号）の一部が昭和 5 6 年 / 月 / 日以降別添のとおり
改正され、海外共済会が、派遣専門家等に対し、派遣期間中の
本邦に残置する家財の保管について、海外共済会指定会社による
家財保管倉庫を下記によりあつせんすることとなつたので通知す
る。

記

1 倉庫利用料金

(1) 一般家財

保管料 / m²あたり / カ月につき 8 0 0 円

荷役料 " 入庫・出庫計 1, 2 0 0 円

(2) アップライト型ピアノ

保管料 / 台あたり / カ月につき 3, 9 0 0 円

荷役料 " 入庫・出庫計 1, 9 0 0 円

2 申請の方法

家財保管倉庫のあつせんを希望する専門家等は海外共済会
において所定の申込書（「家財預入れ申込書」）に記入し、
海外共済会の証明印を受けたのち、直接指定会社で手続きを
行う。

別 添 : 国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める
規則の一部を改正する規則（海共規則第 / 5 号）

国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

昭和 5 5 年 / 2 月 5 日

国際協力事業団海外共済会
会長 柳 健 一

海共規則第 1 5 号

国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則の一部を改正する規則

国際協力事業団海外共済会の福祉事業を定める規則（昭和 5 4 年 1 1 月 7 日海共規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 家財保管倉庫のあつせん

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(家財保管倉庫のあつせん)

第 8 条 共済会は、専門家等に対して、専門家等が派遣期間中本邦に残置する家財の保管について共済会指定会社による家財保管倉庫をあつせんする。

2 前項の家財保管倉庫のあつせんを受けようとする専門家等は、事業団を経由して、共済会に申請するものとする。

附 則

この規則は、昭和 5 6 年 1 月 1 日から施行する。

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和55年4月1日

国際協力事業団
総裁 有田 圭 輔

国協達第14号

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱の一部を改正する達

国際協力のために海外に派遣する専門家の特別囑託に関する要綱（昭和50年国協達第7号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (単位：円)

専門家の号	月 額
特 号	その都度決定
1 号	267,000
2 号	230,000
3 号	208,000
4 号	187,000
5 号	165,000
6 号	143,000

備考：特号については、359,000円を上限とする。

附 則

この達は制定の日から施行する。

